

# 常滑市地域防災計画の修正要旨

## 1 常滑市地域防災計画の修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は、市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

## 2 修正概要

本年度の「常滑市地域防災計画」の修正については、愛知県の取り組みに係る修正事項、防災基本計画の修正などを踏まえた「愛知県地域防災計画」の修正箇所の反映及び市としての必要な修正等を行うこととする。

## 3 主な修正事項

### (1) 愛知県地域防災計画の修正箇所の反映

緊急地震速報の発表基準を踏まえた修正の反映

### (2) 市の取組に係る修正事項

ア 「風水害対策計画」「地震・津波災害対策計画」「原子力災害対策計画」に分冊

イ 防災アプリ・ハザードマップ導入に伴う追加

ウ 協定締結に伴う追加